

第十五号

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部改正について

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部を改正する条例

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例（平成十九年徳島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五百二十円」を「六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月五日から施行する。

提案理由

徳島県自動車運転免許試験場を板野郡松茂町に新設することに伴い、使用料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。